

平成24年3月26日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 法人の減価償却制度の見直し 一定率法における償却率の改正一

### 《改正の内容》

減価償却制度について、定率法による償却速度を主要国並みに見直すという観点から、平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率を、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍した率(改正前は2.5倍した率)とされます。

### 《償却限度額》

法人が選んだ償却方法により、法定耐用年数に応じた償却率で計算した償却限度額に達するまでの金額は損金に算入できるようになっています。

①定額法では、取得価額×定額法の償却率(変更なし)

②定率法では、未償却残額(期首帳簿価額)×定率法の償却率

現行の償却率は → 定額法の償却率×2.5(250%)

改正後の償却率は → 定額法の償却率×2.0(200%)

### 《適用関係》

#### ①改正事業年度における経過措置

法人が平成24年4月1日前に開始、かつ同日以後に終了する事業年度(以下、改正事業年度と言います。)において、減価償却資産の償却方法として定率法を選定している場合で、その改正事業年度の同日以後の期間内に減価償却資産の取得をしたときには、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産とみなして、改正前の2.5倍定率法による償却率で減価償却費の計算を行うことができます。

(例えば12月決算の場合)

イ)平成24年1月1日～平成24年3月31日の間の取得減価償却資産は250%の償却率

ロ)平成24年4月1日～平成24年12月31日取得の減価償却資産は原則200%の定率法ですが、250%の定率法も選択できます。

#### ②届出による経過措置

法人が平成24年4月1日の属する事業年度において定率法を選定している場合で、その事業年度の申告書の提出期限までに、届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された事業年度(改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度に限ります。)以後の各事業年度における定率法による減価償却費の計算については、平成24年4月1日以後に取得をした減価償却資産とみなして、2.0倍定率法の償却率で減価償却費の計算をおこなうことになります。